

## 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく 経営健全化計画の実施状況等（県内市町村等分）の公表

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「健全化法」という。）が平成 21 年 4 月 1 日より全面施行され、資金不足比率（※1）が経営健全化基準（20%）以上である公営企業については、経営健全化計画を定めることが義務付けられました。
- 本県では、平成 20 年度決算において白浜町下水道事業特別会計及び串本町国民宿舎事業会計の 2 会計が経営健全化基準以上となったことから、平成 21 年度にそれぞれ経営健全化計画を定め、健全化に向けた取組を行っているところで（※2）。
- 平成 22 年度決算において、白浜町下水道事業特別会計の資金不足が解消し、経営健全化計画の完了報告がなされたので、その概要を公表します（健全化法第 27 条第 6 項において準用する同条第 2 項（※3））。  
また、串本町国民宿舎事業会計については、資金不足比率がなお健全化基準以上（20%）であり、経営健全化計画の実施状況について報告がなされたので、その概要を公表します（健全化法第 24 条において準用する同法第 6 条第 2 項（※4））。

### 《白浜町(下水道事業特別会計)経営健全化計画完了報告の概要》

#### 白浜町 下水道事業特別会計（計画期間：平成 21～23 年度）

	20 年度	21 年度		22 年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率	355.2%	78.1%	49.2%	31.5%	0.0%

町広報誌やコミュニティラジオ放送を利用した啓発活動、接続普及促進員を中心とした戸別訪問の実施等により接続率が向上(20 年度末 57.4% → 21 年度末 61.1% → 22 年度末 62.3%)。また、一般会計からの繰入も増額した結果、資金不足は 22 年度決算において解消しました。

### 《串本町(国民宿舎事業会計)経営健全化計画の実施状況の概要》

#### 串本町 国民宿舎事業会計（計画期間：平成 21～28 年度）

	20 年度	21 年度		22 年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率	194.1%	175.1%	212.7%	153.1%	124.9%

資金不足を早期に解消するため、一般会計からの繰入を増額した結果、資金不足額が減少（21 年度末 141,721 千円 → 22 年度末 122,999 千円）。また、資金不足比率の分母にあたる営業収益が増加（21 年度 66,600 千円 → 22 年度 98,412 千円）したため、資金不足比率は 22 年度計画値を達成しました。

なお、一般会計からの繰入の継続により、23 年度決算において、資金不足比率は健全化基準（20%）を下回る予定です。

※ 実施状況の詳細については、別添をご参照ください。

※ 白浜、串本両町のホームページにおいても、実施状況等が掲載されておりますので、ご参照ください。

【白浜町】

[http://www.town.shirahama.wakayama.jp/jyugesuidou/gesuido\\_kenzenka.html](http://www.town.shirahama.wakayama.jp/jyugesuidou/gesuido_kenzenka.html)

【串本町】

<http://www.town.kushimoto.wakayama.jp/contents-data/sosiki/keiikenzenkakeikaku.htm>

(※1) 資金不足比率とは、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(※2) 全国では 42 団体、53 公営企業会計（うち下水道事業：5 会計、観光施設事業：12 会計）が、いずれも 21 年度において経営健全化計画を策定しています。

(※3) 健全化法（抄）

第 27 条 財政健全化計画による財政の早期健全化が完了した地方公共団体の長は、財政健全化計画による財政の早期健全化が完了した年度の翌年度の 9 月 30 日までに、当該年度の前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況及び財政の早期健全化が完了した後の当該地方公共団体の財政の運営の方針を記載した書類（以下この項において「財政健全化計画完了報告書」という。）を添えて、財政の早期健全化が完了した旨を議会に報告し、かつ、当該財政健全化計画完了報告書を公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあっては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあっては都道府県知事に、当該財政健全化計画完了報告書を添えて財政の早期健全化が完了した旨を報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

3 総務大臣は、毎年度、第 1 項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

6 第 1 項から第 3 項までの規定は、経営健全化計画について準用する。この場合において、第 1 項中「財政の早期健全化」とあるのは「公営企業の経営の健全化」と、「地方公共団体の財政の運営」とあるのは「公営企業の経営」と、「財政健全化計画完了報告書」とあるのは「経営健全化計画完了報告書」と読み替えるものとする。

(※4) 健全化法（抄）

第 6 条 財政健全化計画を定めている地方公共団体（以下「財政健全化団体」という。）の長は、毎年 9 月 30 日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあっては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあっては都道府県知事に当該財政健全化計画の実施状況を報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

3 総務大臣は、毎年度、第 1 項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第 24 条 第 5 条から第 7 条までの規定は、経営健全化計画について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項並びに第 7 条第 1 項及び第 4 項中「財政健全化団体」とあるのは「経営健全化団体」と、同条第 1 項中「財政の早期健全化」とあるのは「公営企業の経営の健全化」と読み替えるものとする。